



香港における 訴訟の費用と時間②

訴訟の流れ
香港の訴訟は段階ステップ毎に進み、決して一晩で問題解決できる方法はない。

A. 訴訟の前段階

法的措置を開始する前に、相手方にこちらの要求(通常、賠償金の支払いや、契約条項などの特定の事項の遵守、不正行為の自粛など)に従うように求める督促状を送付する必要がある。通常3ヶ月から6ヶ月以上かかる。もしこの督促状が無視された場合、或いは、弁護士同士の書面でのやり取りで埒が明かない場合は、他の方法はないため法的措置を開始せざるを得ない。またこのステップを経ずに訴えた場合は、例え、勝訴した場合でも相手に負担してもらえない弁護士費用が大幅に減らされてしまう恐れがある。

B. 訴状(素人の言葉: 主張)段階 (Pleadings)

① 原告からの訴状 (Statement of Claims)

② 被告からの抗弁書 (Defence) もし、反訴があれば、抗弁書及び反訴書になる。

③ 最後に、原告からの返事書 (Reply)、もし、反訴があれば、返事書及び反訴に関する抗弁書 (Reply and Defence to Counterclaim) となる。

C. 訴訟管理段階 (Case Management Stage)

この段階の目的は訴訟の範囲を決めることである。つまり、訴状段階が終わると、もし新しい主張(例えば訴状に新しい内容を追加したい場合は、裁判所の許可が必要となる。なお、そうすると、相手も自分の主張を修正・追加しないといけない(例えば、訴状の修正に応じて自分の抗弁書を修正する)つまり、さらに費用と時間がかかる。以上の書類の特徴は、事実関係の主張と法律の根拠であり、内容は個人的“意見”は理論的には禁止されている。ただし、腕があるバリスタに頼むと、意見の部分を誤魔化し、事実関係その様な陳述に見えるように仕上げられる。なお、このプロセスには非常に楽観的にみても、1年間はかかる。

この段階の中でいくつ

かの工程がある。
① 証拠開示 (Discovery) = 物証

② 証人証言 (Witness Statement) = 人証

③ 様々な中間申請 (interlocutory proceedings) 例えは
- 相手の訴状について、追加説明、追加補足、矛盾点を指摘するなど (Request for Further and Better Particulars)

- 相手の証拠に対して、不十分の場合は、追加開示させる (Further/Additional discovery) - 締切に間に合わない時の、時間延期の申請など

以上の申請に対して、訴訟両者が合意できない場合は、別途で法廷に裁量してもらう。

④ 調停(強制)であり、両方が和解のために一回は直接話し合いの場を設ける

⑤ 両方の弁護士が裁判所の訴訟管理会議に出席し、裁判のための準備が整ったかどうか進捗を裁判所に説明し、裁判所の指示(追加の作業)を貰う。

現実には、当事者はケースマネジメント審問の1回だけで作業を終えることができます。裁判所は通常、ケースマネジメント会議をさらに6〜9カ月延期して、その案件が裁判に適用しているかどうかを確認するために再度審問を行う。言い換えれば、当事者双方が裁判に必要な作業をすべて終えているかどうかという点である。相手側が訴訟を遅らせるために遅延戦術を採用している場合などは、ケースマネジメントの

手続きが2〜3回繰り返される(とも珍しくない)。

準備作業が必要となる。

セットダウン(裁判の期日を定める)
最後に、訴訟管理会議の最終ラウンドにおいて、裁判所が裁判の準備が整い、双方がこれ以上仮処分申請を出さないことを確信した場合、裁判所は裁判期日(一般民事の場合は、通常4〜5日間)を決定する。

正式審理(裁判) ソリスターもバリスタもフルタイムで法廷に滞在することになる。

最後に
私自身は弁護士であるが、訴訟をけしげることではない。他に選択肢がなく、やむを得ず訴訟をやるしかない案件は殆どである。実際の法廷まで行くケースは10%もなく、訴訟の役割は良い出口のポイントを探し出し、相手から最大限の譲りと返事や東の準備などの事前準備を貰うことである。

⚠️ こんなことでお困りではありませんか。

- ▶▶ 香港でビジネスのトラブルに巻き込まれた。
- ▶▶ 相手側から契約書を渡されましたが、サインして大丈夫?
- ▶▶ 念のために契約書を作成したい。
- ▶▶ 売掛金の回収ができない.....
- ▶▶ 香港に資産がある方がお亡くなりになった。
- ▶▶ 従業員をリストラしたいが、どうしたら良いでしょうか。



筆者紹介

ANDY CHENG 鄭國有
弁護士 (香港、大湾区 (GBA)、英国) 中国委託公証人

アンディチェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェット口相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com